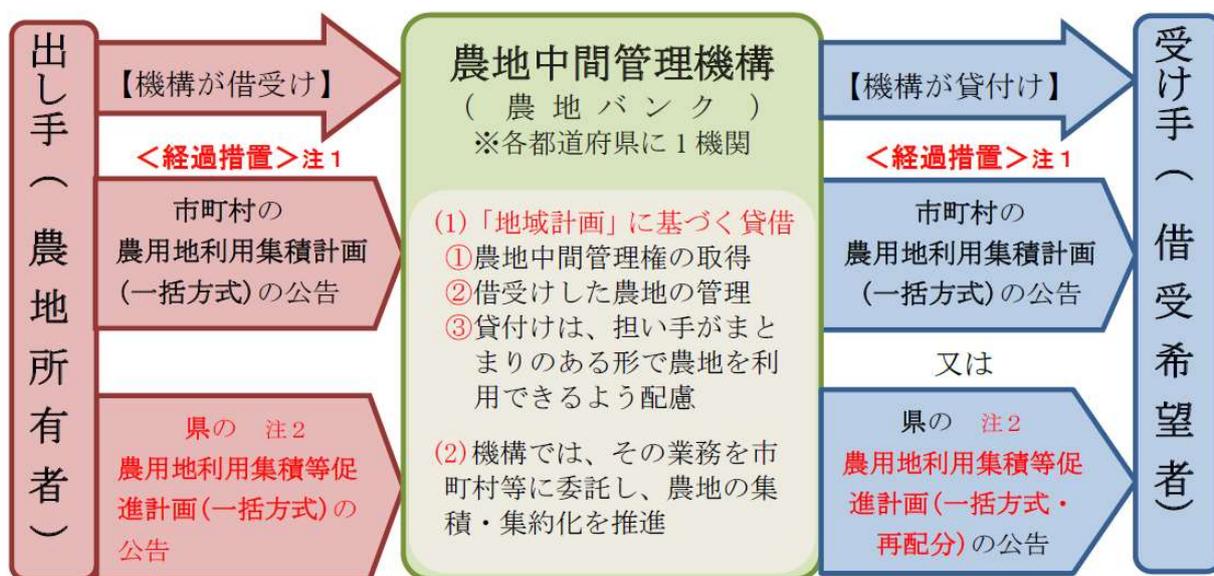


農地中間管理事業について

◎事業概要

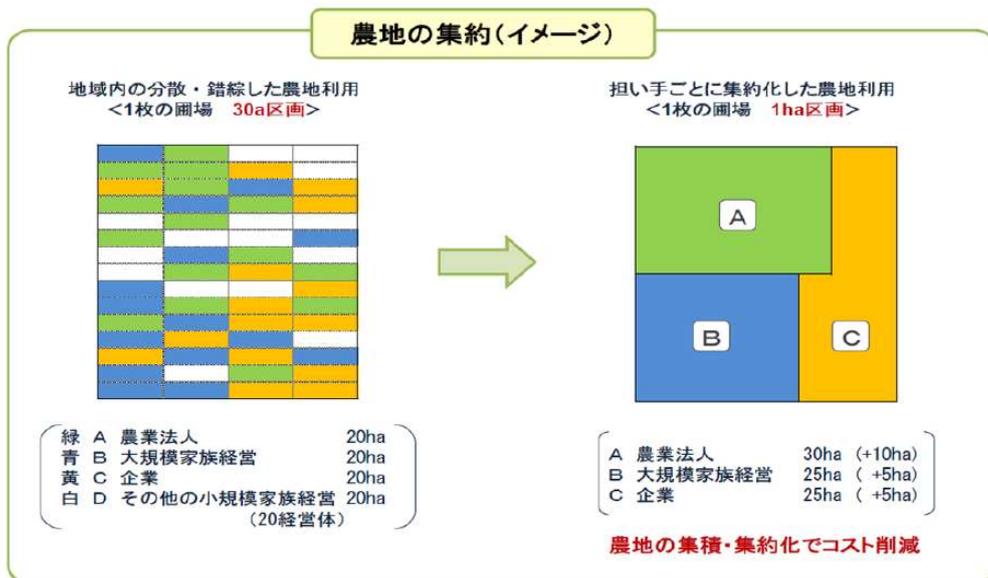
この事業は、農業経営の規模拡大、耕作に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化・高度化の促進を図り、農業の生産性向上に資するために、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）が農用地等を借り入れて、担い手に貸し付ける事業です。



注1 農用地利用集積計画の公告は令和7年3月まで（又は地域計画策定日前日まで）の経過措置。

注2 農用地利用集積等促進計画は権限移譲を受けることで、市町村が公告することもできる。

注3 令和7年度からは農用地利用集積等促進計画による手続のみになる。



事業活用のメリット・実施方法等について

◎農地の出し手・受け手双方に次のようなメリットがあります。

◇出し手のメリット（農地を所有し、貸し出す側）

- ・ 機構から毎年12月20日に自動的に賃料が振り込まれます。（賃貸借契約の場合）
- ・ 一定の要件を満たす場合、機構集積協力金が受けられます。
- ・ 所有する全農地（10a未満の自作地を除く）を新たにまとめて、10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地の固定資産税の軽減を受けられます。
- ・ 「特例付加年金」の受給ができます。

◇受け手のメリット（農地を借り受ける側）

- ・ 賃料の支払いに口座振替を利用でき、手間がかかりません。
- ・ 複数の出し手と農地の貸借をする場合でも、契約は機構とだけで済みます。
- ・ まとまった農地を借り受け、農作業の効率化によるコストダウンが可能です。
- ・ 集落営農法人などは、地域集積協力金で機械、施設等の更新が可能となります。
- ・ 機械、施設等の導入助成事業の採択が有利になる場合があります。
（人・農地プランの中心経営体または農地中間管理事業の受け手が助成事業対象者）

◎事業の実施方法は、次のとおりです。

◇機構による借受け（次のいずれかにより実施）

- ・ 出し手から自発的に機構へ貸付けを申出（申し出先は、町農林水産課）
- ・ 所有者不明等の場合、農業委員会の探索・公示及び知事裁定申請手続きを経て借受け

◇機構による貸付け

- ・ 機構が借受希望者に貸付け

◇既に出し手・受け手が決まっている場合は一括方式により契約

農作業受委託や相対で貸借している田、畑についても本事業が利用可能ですので、検討する方はぜひお問い合わせください。

お問い合わせ 東北町農林水産課 TEL：0176-56-4384

FAX：0175-65-5116